

## 改正電子帳簿保存法への対応 —電子計算機を使用して作成する帳簿書類

**高橋 宏和** (たかはし ひろかず)

高橋宏和会計事務所  
公認会計士・税理士



令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」とする）」の改正が行われ令和4年1月1日施行されました。

8月号では改正電子帳簿保存法の内容の内、電子取引に係る取引情報の保存要件について確認しました。本稿では、主に自社で作成する帳簿等について、紙の出力に代えて電磁的記録等による保存を行う場合に満たすべき要件について確認し、改正電子帳簿保存法に則った保存の方法について説明したいと思います。

### 〔質問1〕

電磁的記録による保存が可能な帳簿と書類について教えてください。

### 〔回答〕

電磁的記録等による保存が認められるのは国税関係帳簿（仕訳帳、総勘定元帳、その他記載内容を補足するための帳簿）の内、自己が最初の記録段階から一貫してコンピュータを使用して作成するものです。手書きで作成された国税関係帳簿については電磁的記録等による保存は認められない

ため注意が必要です。

また、請求書や領収書等の国税関係書類（決算関係書類及び取引関係書類）については自己が一貫してコンピュータを使用して作成するもののほか、書面で作成又は受領したものについてもスキャン文章による保存が認められます。国税関係帳簿及び国税関係書類と電子帳簿保存制度の対応関係を示すと【図①】の通りです。

なお、「自己が一貫して作成した」という条件について、会計事務所や記帳代行業者に委託することは認められますが、定期的に継続して記帳し、

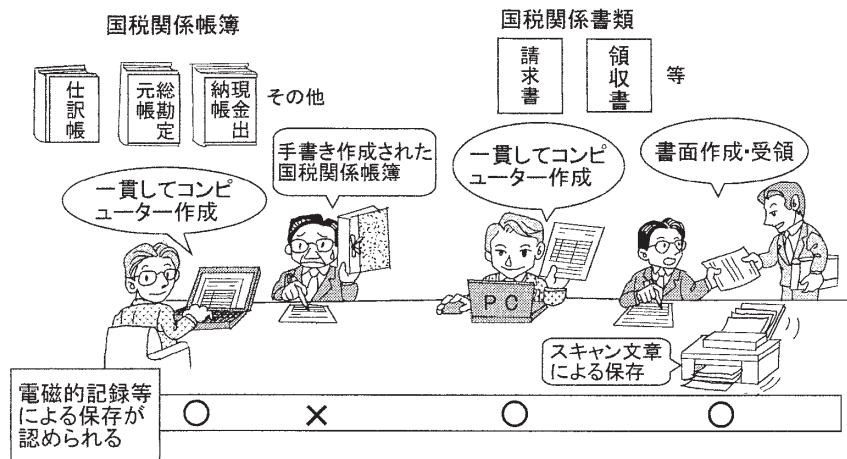
【図① 国税関係帳簿書類と電子帳簿保存法の対応関係について】

| 国税関係帳簿                                     | 国税関係書類                            |                                  | 電子取引                             |           |
|--|-----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------|
|  | 決算関係書類                            | 取引関係書類                           |                                  |           |
|  |                                   | 自己が作成した                          |                                  | 相手方から受領した |
| 仕訳帳<br>総勘定元帳<br>その他の帳簿<br>(現金出納帳、売掛帳、買掛帳等) | 貸借対照表<br>損益計算書<br>棚卸表<br>その他決算書類等 | 見積書<br>契約書<br>請求書<br>領収書<br>注文書等 | 見積書<br>契約書<br>請求書<br>領収書<br>納品書等 |           |
|  | 自己が一貫して電子計算機を使用して作成したもの           |                                  |                                  |           |

|              |             |                |
|--------------|-------------|----------------|
| 電子帳簿等保存制度の対象 | スキャナ保存制度の対象 | 電子取引に係るデータ保存制度 |
|--------------|-------------|----------------|

(国税庁：「電子帳簿保存法一問一答」(電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係) 問1より抜粋)



保存義務者たる納税者自身が備え置くこととされています。このため課税期間中に記帳をせず、課税期間の終了後にまとめて記帳を委託することや帳簿の保存場所を記帳代行業者の事務所とすることは認められないため注意が必要です。

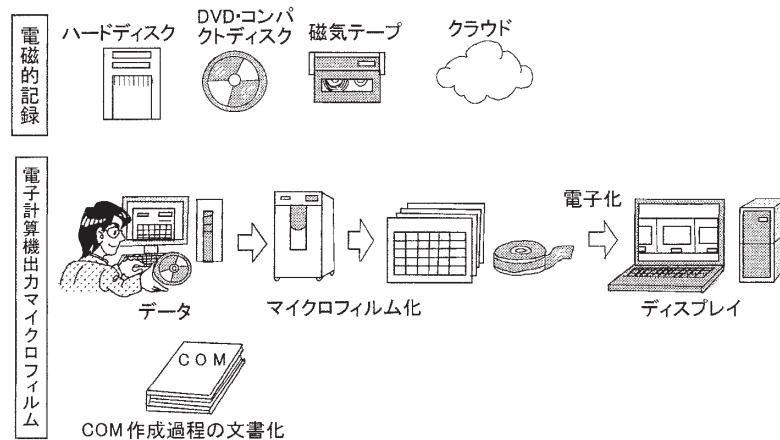
**【質問2】**  
電磁的記録等により帳簿を保存する場合の保存方法及び保存要件について教えてください。

**【回答】**  
電磁的記録とは情報（データ）それ自体ではなく、一定の媒体上にて使用し得る（一定の順序に

よって読み出すことができる）情報が記録・保存された状態にあるものをいいます。具体的にはハードディスク、コンパクトディスク、DVD、磁気テープ、クラウドサービス等に記録・保存された状態にあるものをいいます。電磁的記録等による保存には電磁的記録のほかに電子計算機出力マイクロフィルム（Computer Output Microfilm）（以下COMとする）によることが認められています。COMはデジタルデータに比べて長期保存性に優れ、コンピュータやインターネットに頼らないためサーバやネットワークの障害の影響を受けないメリットがあります。  
また、電磁的記録等により帳簿を保存する場合には以下の要件を満たす必要があります。

【電磁的記録等により帳簿を保存する場合の要件】

| 要件   | 内容   |
|--|--|
| ① 電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け<br>COM 保存の場合にはCOM の作成過程等に関する書類の備付け | 自社開発のプログラムを使用する場合のみ必要な要件です。市販の会計ソフト等による場合にはオンラインマニュアルやオンラインヘルプ機能で要件を充足することが一般的です。<br>COM 保存の場合にはその作成過程の文書化が必要です。 |
| ② 見読可能装置の備付け等<br>COM 保存の場合にはCOM の見読可能装置の備付け                    | 電磁的記録（COM 保存の場合にはCOM の内容）を肉眼で確認可能とするためにディスプレイ等に出力可能とする必要があります。パソコンが利用できている状態であれば問題ないものと思われます。                    |
| ③ ダウンロードの求めに応じること  | 税務調査の際に税務職員が求めた形式・要件に従ってデータをダウンロード可能とする必要があります。  |



【質問3】

令和3年度税制改正により追加された「優良な電子帳簿」による電子帳簿保存制度と導入のメリットについて教えて下さい。

【回答】

令和3年度税制改正によって、「優良な電子帳簿」を備え付ける事業者については過少申告加算税の5%軽減と所得税申告における青色申告特別控除の金額が65万円となりました。電子帳簿が

【電子帳簿が「優良」と認められるための追加要件】

| 要件   | 内容   |
|--|--|
| ① 電磁的記録の訂正・削除・追加の事実及び内容を確認することができる電子計算機システムの使用 | 一度記録された電磁的記録について直接の訂正・削除・追加があった場合にその記録が確認できるシステムである必要があります。内部規定等に基づき、一定の処理可能日付（締め日）を過ぎたもののみを記録することも可能です。 |
| ② 帳簿間での記録事項の相互関連性の確保                           | 伝票番号や取引番号の記録により総勘定元帳や仕訳帳と売上帳や仕入帳等の補助簿が相互に参照可能なシステムである必要があります。  |
| ③ 検索機能の確保<br>(COM の場合検索簿の作成)                   | 取引年月日、取引金額及び取引先名を検索条件として一定の範囲、2以上の検索要件の組み合わせによって検索が可能なシステムである必要があります。                                    |
| ④ COM へのインデックスの出力<br>* COM 保存の場合のみ             | COM の記録内容の索引を作成してCOM として保存しておく必要があります。   |
| ⑤ 当初3年間における電磁的記録の並行保存<br>* COM 保存の場合のみ         | COM 保存の開始から3年間の間、出力元となる電磁的記録を、検索が可能な状態でCOM と並行して保存する必要があります。   |

「優良な電子帳簿」と認められるためには通常の電子帳簿に係る要件の他に以下の要件を満たす必要があります。なお、「優良な電子帳簿」との表現は電子計算機システムの利便性に基づく区分であり、帳簿の記載内容についての優劣ではないこ

とに留意が必要です。

さらに電子帳簿保存とCOM保存、「優良な電子帳簿」に関する要件を比較すると【図②】の通りです。

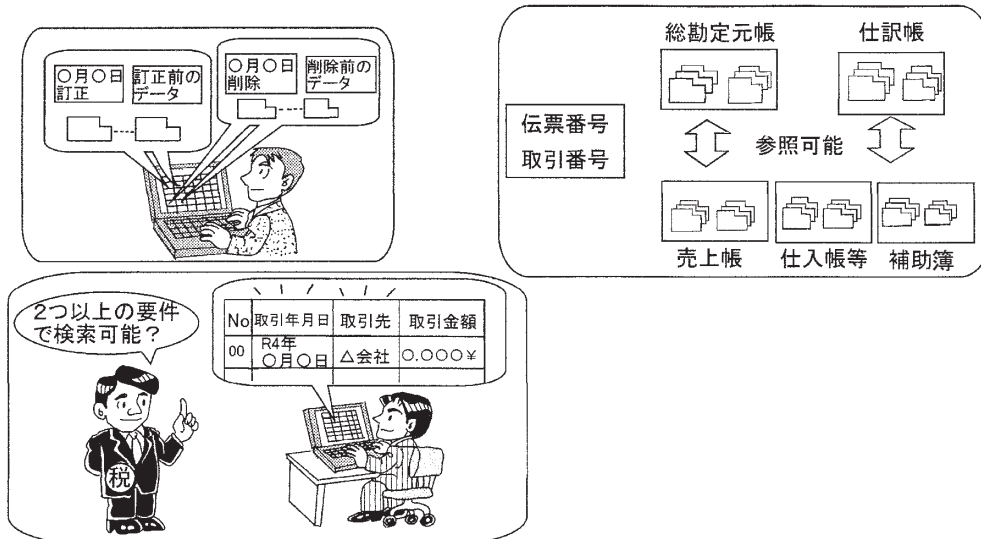
【図②】 電磁的記録保存とCOM保存、優良な電子帳簿の要件関係まとめ

○=必要、△=条件に応じて省略可能

| 要件                                     | 電磁的記録保存 |         | COM保存   |         |
|--|---------|---------|---------|---------|
|  | 優良な電子帳簿 | 通常の電子帳簿 | 優良な電子帳簿 | 通常の電子帳簿 |
| 電子計算処理システムの概要書等の備付け                    | ○       | ○       | ○       | ○       |
| 見読可能装置の備付け等                            | ○       | ○       | ○       | ○       |
| ダウンロードの求めに応じること（*1）                    | △       | ○       | △       | ○       |
| 電磁的記録の訂正・削除・追加の事実及び内容を確認することができるシステム使用 | ○       | -       | ○       | -       |
| 帳簿間での記録事項の相互関連性の確保                     | ○       | -       | ○       | -       |
| 検索機能の確保（*1）                            | △       | -       | △       | -       |
| COMの作成過程に関する書類の備付け                     | -       | -       | ○       | ○       |
| COMの見読可能装置の備付け等                        | -       | -       | ○       | ○       |
| 検索簿の備付け                                | -       | -       | ○       | -       |
| COMへのインデックスの出力                         | -       | -       | ○       | -       |
| 当初3年間電磁的記録の並行保存                        | -       | -       | ○       | -       |

\*1 ダウンロードの求めに応じる場合には、検索要件のうち「範囲指定による検索」と「2以上の検索要件の組み合わせによる検索」の要件が省略可能。また、優良な電子帳簿の要件を全て満たす場合には、ダウンロードの求めに応じる要件が省略可能。

（国税庁：「電子帳簿保存法一問一答」（電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係）問7より抜粋）



〔質問4〕

令和5年10月1日からスタートする適格請求書等保存制度について自らが適格請求書を発行する際に電子帳簿保存法との関係において注意点を教えて下さい。

〔回答〕

適格請求書発行事業者には取引先からの求めに応じて適格請求書（インボイス）を発行する義務とその控えを保存する義務が発生します。この適格請求書（インボイス）及びその控えについても自己が最初の記録段階から一貫してコンピュータを使用して作成する場合には電磁的記録による発行と保存が可能とされています。

自社の適格請求書を電磁的記録によって発行する場合（電子インボイス）や、自社の適格請求書は書面で発行し、その控えは電磁的記録で保存する場合には電子帳簿保存法による保存要件を満たす必要があります。これに加えて、電子インボイスの発行及びインボイスの控えを電磁的記録により保存する場合にはその電磁的記録が改ざんされていないことを保証するために以下の①～③のいずれかの要件を満たす必要があります。また、適格請求書の控えについてはその課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間の保存義務があるため、クラウドシステム等による保存を検討する際には保存可能期間が7年以上であるかどうかの確認が必要となる点にも注意が必要です。

【電子インボイス（控え含む）に必要な改ざん防止措置】

| 要 件  | 内 容  |
|--|--|
| ① タイムスタンプを付与する                                   | タイムスタンプとは、タイムスタンプに刻印されている時刻以前にその電子文書が存在していたこと（存在証明）と、その時刻以降、当該文書が改ざんされていないこと（非改ざん証明）を証明するものです。総務省の「タイムビジネスに係る指針」に基づき一般財団法人日本データ通信協会により認証を受けた事業者がサービス提供を行っています。無料のPDF 閲覧ソフトの機能により自ら付与することも可能です。 |
| ② データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用する | 一度記録された電磁的記録について直接の訂正・削除・追加があった場合にその記録が確認できるシステムである必要があります。  |
| ③ 訂正削除の防止に関する事務処理規定の策定と運用及び備付けを行う                | 売り手と買い手及びクラウド等のデータ管理会社の全てが対応する必要があります。   |

以上の通り、改正電子帳簿保存法のうち、電子計算機等を使用して自己が作成する帳簿書類については要件を満たした会計システムの導入が必要な状況です。このため特に中小企業においては、導入を検討するのは時期尚早と考える企業も少なくないように思われます。改正電子帳簿保存法においても帳簿の電子保存は義務ではありませんが、電子帳簿保存の導入を検討する場合には、自社の

事業活動で使用する他のシステムとの連携も確認しながら、令和5年10月1日以降開始する適格請求書の発行事務も考慮した上で電子帳簿の導入について検討していく必要があります。12月号では取引先から受け取った書面や適格請求書について書面に代えて電磁的記録で保存する場合の要件や注意点について確認してみたいと思います。